

大日本帝國政府

我國警察の概況

警察組織

我國内地に於ける警察は純然たる官治の行政として中央集權的に整然と組織され眞に全國警察一體の實を擧げてゐる。即ち内務大臣が中央官廳とし全國の警察を指揮監督し、その下に全國を四十八に分ち廳縣府縣長官を置き更に其の下に第一線の組織として警察署長を置いてゐる。

内務大臣の下に内務省に於ては警保局長及防空局長が置かれ警察事務に付て輔佐してゐる。

警保局は次の如く五課に分たれる。

警務課

大日本帝國政府
警察組織の概況
我國内地に於ける警察は純然たる官治の行政として中央集權的に整然と組織され眞に全國警察一體の實を擧げてゐる。即ち内務大臣が中央官廳とし全國の警察を指揮監督し、その下に全國を四十八に分ち廳縣府縣長官を置き更に其の下に第一線の組織として警察署長を置いてゐる。

警察

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

警察官の職に就く者は、警察官に就く。

保安課

外事課

經濟保安課

檢閱課

防空局長の下には企畫、指導及建築の三課を置き防空に關する事務を掌理してゐる。

帝都に於ける警察行政の爲には、特に警視總監を置き其の下に官房、警務、保安、經濟警察、特別高等警察、刑事及消防の六部を設け、其の他の四十七廳府縣に在つては、警察事務に關する長官の輔佐官として警察部長を置いてゐる。

警察部には通常警務、警防、特別高等警察、經濟保安、刑事及勞政等諸課が置かれる。尙樞要の地方に於ては、情報、外事、消防

警察官制及警察官制

警察官制は、警察官制の階級は、警察部長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査の通である。最近に於ける其の概数は左の通りである。

警察部長等 五四人
 警視 五〇〇人
 警部 一六五〇人
 警部補 五二〇〇人
 巡査 七一〇〇人

(巡査部長を含む)

總數約七八五〇〇人である。

官設消防制度施行地に於て勤務する消防官吏も概ね警察官吏に準じたる階級を有する。其の概数は左の通りである。

消防司令 二〇人
 消防士 一一二人
 消防機關士 三七人

大日本帝國憲法

警察の職務は、治安維持に在り、其の職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。

警察官の職務は、治安維持に在り、其の職務は、法律に基き、行政官として執行する。

警察官の職務は、治安維持に在り、其の職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。

警察官の職務は、治安維持に在り、其の職務は、法律に基き、行政官として執行する。

警察官の職務は、治安維持に在り、其の職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。警察官は、公務員として任用され、その職務は、法律に基き、行政官として執行する。

最近年度に於ける其の總額は

國費 約 七五〇〇〇〇〇〇圓
 地方費 約 一二四〇〇〇〇〇〇圓

合計一九九〇〇〇〇〇〇圓の巨額に上つてゐる。

五、警察補助機關

警察の補助機關として警防團がある。警防團は原則として市區町村毎に設置せられ其の現状は左の通である。

團數 約 一三〇〇〇團
 團員數 約 三〇〇〇〇〇〇〇人

所要經費一年約 三〇〇〇〇〇〇〇圓

警防團は多數の自動車ポンプ其の他の消防機械器具及防空用資材

大日本帝國政府

大日本帝國憲法

大東亞戰爭突進の片に當り警察の職務は如何に重大なるものであるか。警察は國民の生命財産を保護し、治安を維持し、犯罪を防止し、公共の秩序を維持し、國民の幸福を促進するものである。警察は國民の生命財産を保護し、治安を維持し、犯罪を防止し、公共の秩序を維持し、國民の幸福を促進するものである。警察は國民の生命財産を保護し、治安を維持し、犯罪を防止し、公共の秩序を維持し、國民の幸福を促進するものである。

大日本帝國政府

幸ひにして日支事變發生以來警察の各部門を通じ極めて平靜に推移し、治安上何等懸念すべき事態の發生を見ない。然し乍ら防空、經濟警察、敵國の諜報謀略活動に對する防衛等些かの油斷を許さない。警察は國民と一體となり機構を整へ、訓練を重ね、設備を完くして治安の絶對的確保に遺憾なきを期してゐる所である。此の爲に警察官吏は戰場に於ける將兵の辛苦を偲んで文字通り不休不眠、一意職務に精進し、進んでは警察の職責を通じて各般の國政運営に協力し、戦力の増強、國民生活の安定、國民戦時生活態勢の確立に寄與し以て大東亞戦争完遂に邁進しつつある所である。